

第2章 福祉のまちづくりの基本的考え方

1 福祉のまちづくりのめざすべき方向

はじめから、「人」をまちづくりの中心に据えることにより、多様な生き方を尊重し、すべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる、ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりを進めていきます。そして、次のような社会を目指していきます。

めざす
社会

- ★一人ひとりの個性が大切にされる社会
- ★だれもが、安心して住み、暮らし続けることのできる社会
- ★だれもが、自由に移動でき、積極的に社会参加のできる社会

2 福祉のまちづくりの基本的視点

ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりを推進していくため、次の5つの基本的視点に立った福祉のまちづくりの施策化を図っていきます。

(1)だれもが円滑に利用できるバリアフリー化

住民が日常生活の中で福祉のまちづくりの進展を実感できるよう、物販店や飲食店等の身近で利用頻度の高い施設のバリアフリー化を進めるとともに、単に施設のバリアフリー化を進めるだけでなく、地域全体を視野に入れ、施設と最寄駅等を連続して結ぶ移動経路も含めた、面的に広がりのある整備を、地域住民と連携しながら推進していきます。

(2)すべての人の生活への支援

高齢者や障害者を含めたすべての人が、地域の中で自立して社会参加していくためには、誰もが必要な情報を必要な時に入手し、発信できることが必要です。また、社会参加をする上で、生活の基盤となる住宅の整備も重要です。

子どもと子育て家庭への支援や、高齢者や障害者の就労支援なども含め、すべての人が安心して暮らし、社会参加できるよう、これらの取組を促進していきます。

(3)安全、安心に暮らせる地域社会

地域の中で、安心して生活できるためには、事故防止などの安全確保のための体制整備とともに、安全教育等の理解を促進するための取組も必要です。

また、自然災害への備えとともに、災害発生時における必要な支援についても、さらに取組を進めていきます。

(4)東京の魅力を楽しめるまちづくり

情報はわかりやすく、また必要な情報が適切な時期に容易に入手できることが大切であり、情報バリアを有する人たちに対する情報提供の取組を展開していきます。また、観光施設や文化財が多い東京において、国内外の観光客はもちろんのこと、視覚や聴覚などの障害を持つ方々も、歴史や文化に触れ、楽しみ、鑑賞できるように、ハード・ソフトの両面から配慮した取組を進めていきます。

(5)福祉のまちづくり推進のための基盤づくり

福祉のまちづくりの推進は、行政はもちろん、都民や事業者が、共通の認識のもとに、福祉のまちづくりを理解し、それぞれの立場から協働して取り組むことが必要です。

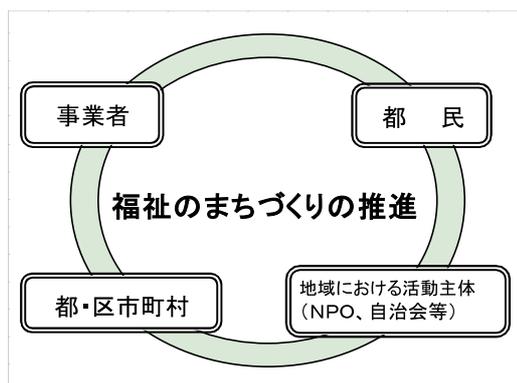
都は理解促進に向けた取組をさらに推進していきます。

3 福祉のまちづくりの推進主体と役割

福祉のまちづくりを推進するためには、都民、事業者、行政、そして、NPOなどの地域社会における新たな活動主体が、理解と協力のもと、一体となって推進することが重要です。また、それぞれが果たす役割と責任を明確に認識し、主体的に行動し、互いに協働して進めていくことが必要です。そのために、都はそれを形にする仕組みづくりを検討し、有機的な連携を図ります。

(図 13)

図 13 福祉のまちづくり推進主体の連携



<都の役割>

都は、福祉のまちづくりを推進するために先導的な役割を担うとともに、区市町村、事業者、都民との参加と協力の下に、広域的な観点から福祉のまちづくりを一体的に推進していく役割があります。そのために、次の取組を行っていきます。

- (1) 条例の普及・啓発を図るとともに、高齢者や障害者を含めたすべての人が自由に移動し、社会参加できるよう福祉のまちづくり推進の仕組みづくりを検討
- (2) 都民、事業者等への福祉のまちづくりについての理解と主体的な活動を促進するため、意識の醸成、情報の提供、技術的支援の実施
- (3) 区市町村が地域における福祉のまちづくりの推進主体として、最大限役割を發揮できるよう、区市町村の取組を支援
- (4) 条例に基づき、都立施設におけるユニバーサルデザインの視点に立った整備を推進

<区市町村の役割>

区市町村は、住民に最も身近な自治体として、それぞれの地域の特性、ニーズに応じた福祉のまちづくりを推進していく役割があります。そのために次の取組が必要です。

- (1) 住民等の参加の下、地域における福祉のまちづくり推進体制を整備
- (2) 地域の状況や住民ニーズの把握に努め、きめ細かい福祉のまちづくりの施策を展開
- (3) 区市町村自らが設置する都市施設*6を、ユニバーサルデザインの視点に立って整備を推進

<事業者の役割>

都市施設を所有し管理する事業者は、福祉のまちづくりを推進するため、次の取組を行うことが役割として求められます。

- (1) 自らが所有・管理する施設や物品及び提供するサービスなどについて、国、都、区市町村の定める法令や条例、ガイドラインの趣旨を十分に踏まえた取組を実施
- (2) 行政や他の事業者と連携、協働して、高齢者や障害者を含むすべての人が安全かつ円滑に都市施設を利用できるように努める。その際、施設を主に利用する都民の意見を、計画段階だけでなく整備中、整備後の各過程で取り入れる

<都民及び地域社会の役割>

福祉のまちづくり推進のためには、高齢者や障害者を含めたすべての人にとって暮らしやすく、訪れやすい福祉のまちづくりへの理解を深め、それを進める取組に積極的に参加、協力することが都民及び地域社会の役割であり、次の取組を行うことが求められます。

- (1) 都民が、高齢者や障害者を含めたすべての人々の多様性への理解を深め、また地域社会全体が理解し、受容する姿勢を持つ
- (2) 高齢者や障害者を含めたすべての人が、自ら地域社会への参加と交流を図り、地域の人々とふれあいを深めるなど、地域における福祉のまちづくり推進の一員として地域の人々と連携し、協働して主体的に活動

*6 都市施設：現行の福祉のまちづくり条例で定義している「一般都市施設」（1ページ注釈*1参照）を、条例改正後は「都市施設」と名称を変更する。また、「特定施設」（1ページ注釈*2参照）は「特定都市施設」と名称を変更する。